

網走市文化芸術振興褒奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術振興を図る目的で、全国及び国際大会に出場する文化芸術団体又は個人(以下「文化芸術団体等」という。)に対する褒奨金の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「文化芸術」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 芸術 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏その他の芸術
- (2) メディア芸術 映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 伝統芸能 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- (4) 芸能 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- (5) 生活文化 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- (6) 国民娯楽 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (7) 民俗芸能 地域の人々によって行われる民俗的な芸能

(対象)

第3条 本市に居住し、又は通学している者で、原則として地区予選、管内大会及び全道大会を経て、全国及び国際大会の出場権を獲得し、網走市文化芸術振興褒奨金交付基準(以下「交付基準」という。)に該当する文化芸術団体等とする。

(要件)

第4条 次の各号に掲げる大会で本市の文化芸術振興に寄与すると認めるものに、交付基準に基づき褒奨金を交付する。

- (1) 全国的な文化芸術団体等が主催する大会に第3条に該当する小学生が出場するとき。
- (2) 次の団体が主催する最終大会に前号に定める者以外の者が出場するとき。ただし、網走市中学校体育文化振興費補助要綱の適用を受ける中学生及びその他本市の別の補助制度の適用を受ける者を除く。
 - ア (公社) 全国高等学校文化連盟
 - イ (一社) 全日本吹奏楽連盟
 - ウ 芸術、メディア芸術、芸能、伝統芸能、生活文化、国民娯楽及び民俗芸能の全国団体
- (3) 文化芸術団体等が世界大会その他国際大会に出場するとき。

(決定)

第5条 社会教育課は、網走市文化芸術振興褒奨金交付調書(別記様式1)を作成する。

2 教育委員会は、前項の調書に基づき審査し、褒奨金の交付決定をする。

(褒奨金の額)

第6条 褒奨金の額は、交付基準の区分を基に予算の範囲内とする。

(庶務)

第7条 褒奨金交付に係る庶務は、社会教育部社会教育課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、文化芸術振興褒奨金の交付について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。